

4 総防対第 1 3 1 号
制定 令和 4 年 6 月 3 0 日
4 総防対第 4 4 1 号
一部改正 令和 5 年 3 月 2 9 日

災害時における安否不明者の氏名情報等の公表に関する取扱方針

1 目的

この取扱方針は、東京都が実施する災害時における安否不明者の氏名情報等の公表に関する取扱いを定めることにより、人命救助活動の円滑化に資することを目的とする。

2 用語の定義

この取扱方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)災害 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。
- (2)安否不明者 行方不明者となる疑いのある者をいう。なお、行方不明者とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者をいう。
- (3)氏名情報等 氏名（ふりがなを含む。）、住所（大字まで）、性別及び年齢（年代を含む。）をいう。
- (4)家族等 配偶者、二親等以内の血族（子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹）及び同居の親族（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 725 条に定められた者）をいう。

3 対象となる災害

この取扱方針の対象となる災害は、原則として、東京都災害対策本部、東京都応急対策本部又は東京都災害即応対策本部が設置された災害とする。

4 公表基準

安否不明者の氏名情報等は、次に掲げる場合を除き、原則公表する。

- (1)人命救助活動に資することがないと判断されるなど、氏名情報等を公表しない相当の理由がある場合
- (2)当該安否不明者が住民基本台帳事務処理要領（昭和 42 年自治振第 150 号等自治省行政局長等通知）における「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置」として、住民基本台帳の閲覧、住民票の写し等の交付が制限されている者である場合

5 公表に係る役割分担

氏名情報等の公表に係る役割分担は、次のとおりとする。

- (1)東京都は、次号に基づき区市町村から報告された安否不明者に係る氏名情報等の公表及び公表に係る報道対応を行う。
- (2)区市町村は、安否不明者に係る住民基本台帳の閲覧制限及び住民票の写し等の交付制限の確認を行った上で、東京都へ氏名情報等の報告を行う。

6 その他

- (1)東京都は、「4 公表基準」及び「5 公表に係る役割分担」に基づき区市町村からの報告を受けた氏名情報等の公表を行うが、区市町村に対し、報告を義務付けるものではない。
- (2)この取扱方針は、区市町村が独自に氏名情報等を公表することを妨げるものではない。
- (3)災害対策基本法第 86 条の 15 に基づく安否情報の回答については別途法令等の規定に基づき取扱うこととする。
- (4)安否不明者の氏名情報等の公表にあたっては、迅速な救出・救助活動に活用する趣旨に鑑み、人の生命、身体、健康又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合とし、家族等の同意を得ることは必須としない。
- (5)氏名情報等の公表後、当該安否不明者の所在が判明した場合又は公表の中止の申出があった場合は、所在が判明したとき又は公表の中止の申出があったときから非公表とすることができる。なお、公表の中止の申出は、原則として、区市町村が当該安否不明者本人又は家族等から受け付け、区市町村が東京都に公表の中止を依頼するものとする。
- (6)安否不明者が旅行者等の一時滞在者であった場合、区市町村が都外自治体等の関係する機関へ、本取扱方針で定める公表基準への適合を確認した上で、東京都への氏名情報等の報告に関する手続を進めることとする。
- (7)区市町村は東京都へ報告する氏名情報等のうち、氏名のふりがな及び性別については、区市町村が東京都へ提供し公表することが可能と判断した範囲で東京都へ報告を行う。
- (8)区市町村は東京都へ報告する氏名情報等のうち、年齢については年代での記載に替えて報告できることとする。
- (9)本方針における、個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定に基づき実施すること。

附 則（令和 4 年 6 月 30 日 4 総防対第 131 号）

この方針は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 29 日 4 総防対第 441 号）

この方針は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。